

介護保険住宅改修の手引

津市 介護保険課

令和8年6月

住宅改修費支給の流れ

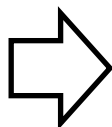
被保険者等が介護支援専門員
(ケアマネジャー) 等に相談



施工業者の選択・見積依頼
※複数の業者から見積もりを
取ること



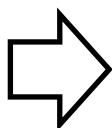
工事前に津市へ申請する
(事前申請)



改修工事の施工→完成



工事後に津市へ申請
(事後申請)



住宅改修費の支給額の
決定・支給



事前申請

工事前に、下記の提出書類を津市に提出します。津市が保険給付として適当かどうかを確認し、結果を教示します。

※確認結果の教示は、住宅改修費の支給決定とは異なりますので御注意ください。

(提出書類)

- 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(兼請求書)
- 住宅の所有者の承諾書
- ※住宅改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合
- 工事費見積書
- 工事の箇所を示した平面図
- 工事前の写真
- 住宅改修が必要な理由書

※事前申請後、見積金額や工事内容に変更が生じた場合は、軽微なものであっても必ず工事着工前に、すみやかに市へ連絡してください。変更内容によっては、再協議や追加で書類を提出していただく場合があります。また、事前申請後、被保険者や被保険者の家族と施工業者との話し合いのみで工事内容(取付位置や仕様)の変更が行われないよう、ケアマネジャーは施工業者と十分連携を取り情報の共有をしてください。連絡なしの変更は場合によっては支給対象外となります。

事後申請

工事後に、下記の提出書類を津市に提出します。この提出をもって、正式な支給申請となります。

事前申請で提出された書類を含めて、適切な工事が行われたかどうかの確認を行い、津市が住宅改修費の支給が必要と認めた場合、住宅改修費を支給します。

(提出書類)

- 領収証(原本)
- 工事費内訳書
- 工事後の写真

- ・償還払い…購入費用の全額を販売事業者に支払う
- ・受領委任払い…被保険者の負担割合に応じた金額を販売事業者へ支払う
(津市に受領委任払いの登録がある事業者に限る)

支給の要件

- ・津市の被保険者で、住民票がある住居に実際に居住していること。
 - ・介護保険の要介護認定（要支援 1～2、要介護 1～5）を受けており、工事着工から完了までの期間及び領収日が認定有効期間内であること。
- ※工事途中で被保険者が亡くなられた場合でも、改修が完了した箇所の支給は可能ですが、領収日時点の負担割合で支給額を決定します。
- ・改修内容が介護保険制度の給付対象であり、工事着工前に津市に事前申請を行っていること。

留意点

○介護認定申請中、入院中又は施設入所中の人について

津市に事前申請を行い、確認結果の教示を受けて住宅改修を行うことは可能ですが、支給申請（事後申請）は認定結果が出てから又は退院・退所した後になります。（一時帰宅中の支給申請は認められません。）そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院・退所できない場合は、住宅改修費の支給対象になりません。

○一時的に身を寄せている住宅の改修について

住宅改修は介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外に一時的に居住するための住宅の改修は、支給対象になりません。

○新築や増築等について

住宅の新築、増築（新たに居室を設ける等）や将来必要と推測されるという理由での改修又は老朽化やリフォームが理由の場合は、支給対象になりません。

○ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修を行う場合、被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。

○対象となる費用について

支給対象となる費用は、原則材料費と施工費です。諸経費は対象外となります。なお、解体・廃棄・処分費は対象となる場合がありますが、材料運搬代や養生費等は対象外となります。不明な場合は御相談ください。

○改修箇所について

既存の生活動線において日常生活動作を改善するための改修を給付対象としているので、通常とは別ルートで屋内や庭を移動するための工事は、支給対象になりません。

勝手口や掃き出し窓等、玄関以外の外への出入口の改修については、玄関からは移動困難であり、洗濯干しなど必要な生活動線であることが理由であれば支給対象としています。勝手口のほうが近いからといった理由や玄関からも移動可能な場合は、支給対象になりません。玄関以外を改修する場合、玄関が利用できない理由等がわかる写真の提出も可能な限りお願いします。

現在店舗として使用している部分の改修は支給対象になりません。居宅玄関ではなく、店舗出入口を通常の出入りに使用している場合であっても、店舗部分の改修は支給対象になりません。過去に店をしていたが今は廃業しているのであれば支給対象になります。

同じ住所で、別の建物（本人宅と家族宅等）がある場合、原則本人宅以外への工事は対象外ですが、設備がなく、どうしても本人宅のみでは生活が難しい場合、対象とすることがあります。

支給限度基準額

住宅改修費の支給限度基準額は、同一の住宅で20万円です。支給限度基準額20万円の範囲内であれば、何回かに分けて、申請することができます。

なお、次の場合は支給限度基準額20万円の再度の利用ができます。

《再度利用ができる場合》

① 転居して住所が変わった場合

転居前の住居で住宅改修費の支給を受けていても、改めて転居後の住居で支給限度額基準額20万円分の住宅改修費の支給が受けられます。(残額の持ち越しはされません。)

※再度転居前の元の住居に戻った場合、支給限度基準額は元の残額に戻ります。

② 要介護状態が著しく重くなった場合

最初の住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が、3段階以上重くなった場合は、例外的に、改めて支給限度額基準額20万円分の住宅改修費の支給が受けられます。ただし、この取扱いは1度のみです。

また、支給限度基準額の残額があっても、持ち越しはされません。

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1	⇒ 要介護3～5
要支援2 又は 要介護1	⇒ 要介護4 又は 要介護5
要介護2	⇒ 要介護5

住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。

対象	対象外
・寝室からトイレへ向かう等の日常生活上必要な生活動線への手すりの取付け ・身体状況の著しい悪化による付け替えや移設 ・片麻痺の影響や、行き帰りで得手が変わるため等、身体的理由による両側への手すりの取付け ・シャワーハンガー付手すり、ペーパーホルダー付手すり等の手すり部分（対象外の部分が含まれる場合、対象部分と対象外部分の費用の区分が必要。区分できない場合は支給対象外）	・庭の畑や花壇、仏間等へ行く等、日常生活上必要でない動線への手すりの取付け ・既存手すりの老朽化による付け替え ・小便器を使用する目的での手すりの取付け

(補足) 2階への手すりの取付けについて

原則として、津市では2階への手すりの取付けは認めていません。心身の状態や物理的理由から対象とする場合もありますが、安全面や費用面から、まずは居室の変更や家具の配置換えで1階で生活ができないか検討してください。

対象	対象外
・ 1階で生活が完結しない場合（1階が車庫、浴室等の設備がない、居住スペースが確保できない等） ・ 1階はごみ屋敷になっており、本人にも支援者にも片づける能力がない	・ 本人希望のため2階で生活したい ・ 2階に趣味や仕事の部屋がある ・ 2階の雨戸を閉めに行く ・ 1階に余っている居室があり寝室等として使える状態である ・ 同居をしており、本人以外が2階へ行ける

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものです。

対象	対象外
・ 出入り可能な掃き出し窓への踏み台等の設置（玄関からの出入りが可能な場合対象とならない場合あり） ・ 浴槽が深くて跨ぐことができない場合の浴槽の取替え（ユニットバスも対象ではあるが、対象部分と対象外部分の費用の区分必要。区分できない場合は支給対象外） ・ 段差を残さない敷居の撤去、床のかさ上げ ・ 固定するための工事を伴う踏み台やスロープの設置 ・ 手すり付きステップ台の設置 ・ 床上げに伴うコンセント位置の変更、床下の配線、上げた分の配線の延長、既存便器の取り外し・取り付け	・ 庭の畑や花壇、仏間等へ行く等、日常生活上必要でない動線の段差解消 ・ 植木や花壇を撤去し、スロープを新設する（元々が通路でないため対象外） ・ 昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事 ・ 掃き出し窓にウッドデッキを創作する等床の増設や延長に該当する場合

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものです。

対象	対象外
・ 滑りにくい床材への変更 ・ 畳からフローリングへの変更 ・ 砂利からコンクリート舗装への変更 ・ 階段に滑りにくいゴムマット等を貼る ・ 通路、階段に防滑加工をする、加工剤の塗布	・ 庭の畑や花壇、仏間等へ行く等、日常生活上必要でない動線の床材変更 ・ 滑りにくいマットを置くだけ等、工事を伴わないもの

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自

動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象となりません。

対象	対象外
・開き戸から引き戸や折れ戸への取替え ・ドアノブをレバー式へ変更 ・既存の引き戸では重く、本人の力では開けられない等の理由による軽い引き戸への取替え（戸車やレールの設置、変更も対象） ・アコーディオンカーテンへの変更 ・開き戸の向きの変更（付随してハンドルを交換するのはやむを得ない場合のみ対象） ・扉の撤去	・レールの滑りが悪い等、老朽化による扉の取替え ・扉の新設、増設 ・シャワーカーテンへの変更 ・水道の蛇口をレバー式に変更（扉ではないので対象外） ・自動扉に取り替えた場合の動力部分

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合は一般的に想定されます。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象となりません。

対象	対象外
・和式便器から洋式便器（ウォシュレット、暖房便座一体型でも対象）への変更 ・既存の洋式便器の高さが低く、本人が座れない場合の洋式便器から洋式便器への変更（ウォシュレットや暖房便座代を除く、便器代のみ） ・屋外の和式便器を取り壊し、屋内に新たに洋式便器を取付け（既存のトイレを取り壊したことがわかる写真の添付が必要） ・既存の洋式便座の向きの変更、別の場所への移設（同時に新しい便器に取り替える場合は対象外）	・既存の洋式便器が冷たいため、暖房付き洋式便器へ取替え ・既存の洋式便器にウォシュレットが付いていないため、ウォシュレット付きの洋式便器へ取替え ・便器の増設（屋外の和式便器を取り壊さず、屋内に新たに洋式便器を取り付け等） ・ウォシュレット等を付けるための電気工事 ・既存の和式便器にアタッチメントを付けて洋式便器に交換する ・不要な小便器の撤去（洗面器等も含む）

(6) その他 (1) から (5) の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

対象
・手すりの取付けのための壁の下地補強 ・浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ・床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 ・扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

●事前申請●

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（兼請求書）

- ・着工日、完成日、申請日、改修費用及び請求金額（受領委任払用の場合は改修総費用額及び保険対象改修費用）は空白とすること。
※申請日は事後申請の日になる。記入されている場合、事後申請時の実際の日付と異なると申請者（被保険者）の訂正印が必要となる。
- ・申請書に訂正がある場合、申請書に押印した印と同一の印で訂正印が必要となる。
- ・事業者には支店等がある場合、工事業者名には支店名（営業所）まで記入すること。
- ・複数箇所を改修する場合は、「改修の場所」に番号を振ること。

②住宅の所有者の承諾書

- ・住宅の所有者が本人以外の場合に必要なこと。
- ・住宅の所有者が複数の場合、所有者となっている方全員の承諾書が必要となる。

③工事費見積書

- ・被保険者氏名（フルネーム）を記入すること。
- ・住宅改修の支給対象となる費用の内訳がわかるよう、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分すること。
※数量を「一式」と記入することは不可。
- ・改修箇所別に、それぞれの材料費や施工費等の必要経費の金額と数量を明確に記入すること。
※申請書の「改修の場所」に振った番号と同じ番号を振ること。
- ・住宅改修の対象外の工事も同時に行う場合、住宅改修の対象部分の抽出や按分等の方法で区分すること。区分できない場合は支給対象になりません。
- ・本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は手書きの見積書又は材料購入費のレシートでもかまいませんが、材料の名称、金額及び数量が明確に記入されている必要があります。
※本人又は家族等により住宅改修が行われる場合、対象となるのは材料費のみです。

④工事の箇所を示した平面図（配置図）

- ・改修箇所ごとに申請書の「改修の場所」に振った番号と同じ番号を振ること。
- ・平面図は、生活動線がわかるように部屋の名称を記入し、改修箇所以外の場所も記入すること。
※手書きの簡易なものでも生活動線や改修箇所がわかればかまいません。
例) 1階トイレの改修 → 1階の平面図
2階に上がる階段の手すり → 1階及び2階の平面図
玄関から道路へ続く通路の手すり → 居宅、玄関の位置、通路及び道路がわかる配置図

⑤工事前の写真

- ・改修箇所全体を写すこと。一枚で全体が写らない場合は、数枚に分けて撮影すること。
- ・写真内に撮影日を入れること。はっきりと読み取れること。
※黒板や紙等に日付を記入して写真を撮影するか、カメラの日付機能を使用して撮影すること。
- ・改修箇所に物（福祉用具で貸与中の物を含む）が置いてある場合は全てどけて、改修箇所が全て見えるように写すこと。
※大きな家具等があり、事前申請時に撮影が困難な場合は御相談ください。その場合でも工事直前に撮影し、事後申請の際に提出が必要です。

- ・段差解消の場合は、段差の両側からスケールをあてて撮影すること。
※スケールの先端が床についており、数値が読み取れること。
- ・写真上に改修内容を図示すること。
※段差の解消で踏み台等を設置する場合は、サイズも記入すること。
※床材の変更や床のかさ上げの場合、改修箇所を囲い、斜線を引くこと。
- ・段差を理由に手すりの設置をする場合は、可能な限り段差が分かるように撮影すること。

⑥住宅改修が必要な理由書

- ・理由書を作成できるのは介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター職員、福祉住環境コーディネーター２級以上の者、建築士２級以上の者です。
- ・理由書１枚目〈総合的状況〉内の「住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか」には、住宅改修を行うことでどのように暮らしていきたいと思っているのか、利用者等の思いを記入すること。（具体的な身体状況は「利用者の身体状況」に、日常生活動作で困っていることは２枚目に記入すること）
- ・理由書２枚目には、日常生活動作で具体的に困っていること、住宅改修により具体的に改善される（できるようになる）動作を記入すること。
- ・複数箇所を改修する場合は、改修箇所ごとに申請書の「改修の場所」に振った番号と同じ番号を振り、困りごとと改修による効果を記入すること。
- ・内容の変更等により加筆修正が必要な場合、再提出を依頼する場合があります。

・被保険者が生活保護受給者の場合、事前申請書類を津市介護保険課へ提出して内容の確認を受ける。その後、書類一式が返却されるので、津市援護課へ提出する。

・改修を行う住宅が公営住宅の場合、市営住宅入居者は津市市営住宅課の承諾書、県営住宅入居者は三重県の承諾書が必要。

●事後申請●

① 領収証原本

- ・原本の返却が必要な場合は、原本とコピーの両方を提出すること。確認後に、原本を返却します。
※津市でコピーはしないため、必要であれば必ずコピーを持参すること。
 - ・領収証の宛名は被保険者のフルネームとすること。
 - ・事業者の印があること。
 - ・ただし書きに、介護保険の住宅改修費であることが記入されていること。
 - ・受領委任払いの場合、総額及び利用者負担額の記入があること。
- ※支給対象外の工事が含まれる場合、ただし書きに「介護保険による住宅改修工事代〇〇〇円を含む」等、介護保険の住宅改修工事が含まれることが明記されていること。
- ・改修費用が印紙税課税金額だった場合、収入印紙の貼付と割印が必要です。

②工事費内訳書

- ・工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの。
※見積書とは別で作成して提出が必要となります。

③工事完了後の写真

- ・改修箇所全体を写すこと。一枚で全体が写らない場合は、数枚に分けて撮影すること。
- ・事前に提出した写真と同じ方向から撮影すること。
- ・写真内に撮影日を入れること。はっきりと読み取れること。
※黒板や紙等に日付を記入して写真を撮影するか、カメラの日付機能を使用して撮影すること。

- ・踏み台又はスロープの設置の場合、アンカーボルト等で固定されている部分の写真が必要となる。固定部分が外側から確認できないものについては、工事中に内側の固定部分を撮影すること。
※固定されていない場合は住宅改修の支給対象外となります。
- ・段差解消の場合、段差が0 c mになった場合でも、両側からスケールをあてて撮影すること。
※スケールの先端が床についており、数値が読み取れること。

・被保険者が生活保護受給者の場合、工事終了後、津市援護課へ工事完了後の写真を提出する。援護課から支払いがされた後、領収証等の事後申請書類一式を津市介護保険課へ提出。

請求に係る消滅時効

・住宅改修費の支給を受ける権利は、代金を完済した日（領収日）の翌日を起算日とし2年を経過したときに時効により消滅する。

例) 領収日が令和5年3月31日→起算日は令和5年4月1日→消滅時効の成立は令和7年3月31日

根拠：平成14年3月1日付け老健局介護保険課・老人保健課事務連絡
(令和6年4月版「介護報酬の解釈3 Q A・法令編」P1000参照)